

## 兵庫区内の児童館における発生事案について

### 1. 事案の概要

- (1) 発生年月日 令和元年5月22日(水)
- (2) 発生場所 兵庫区内児童館
- (3) 指定管理者 社会福祉法人
- (4) 事案の内容

学童保育を利用している小学校2年生女児が、児童館内の廊下で、同じ小学校に通う小学校低学年男児から暴言を受け、体を触られた。

### 2. 神戸市の対応

- (1) 当該児童館に対する対応

事案の重大性を鑑み、指定管理者からの報告を受けた後、直ちに指定管理者に対して改善及び適切な対応を行うこと並びに再発防止に努めるよう指導を行った。加えて、神戸市に対しての報告が遅延したことについて厳重に注意した。

- (2) 他の児童館に対する対応

市立の児童館及び学童保育コーナーに対して、児童の安全確保の徹底について令和元年5月31日付けで通知した。

- (3) いじめ防止対策推進法に基づく対応等

本事案については、教育委員会において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく重大事態の発生として、調査を実施するとともに、当該児童及びその保護者に対するサポートを行っている。

### 3. 今後の対応

- (1) 指定管理者において、関係児童への指導を継続して行っていくとともに、改善計画を策定し、見守りの徹底に加え、研修の実施や法人職員による施設巡回指導を行うなど、再発防止に取り組んでいく。
- (2) 神戸市において、指定管理者に対する研修の実施を徹底するなど児童の安全確保に取り組んでいく。